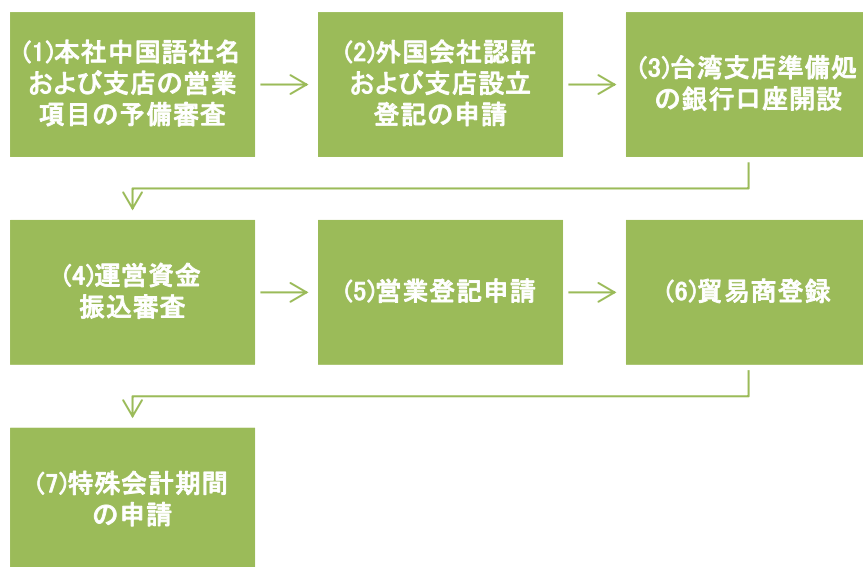


Q2-2.台湾支店の設立手続について教えてください。

支店設立に要する手続期間は、特殊ライセンスの必要な業種でなければ、必要書類が揃ってからおよそ1.5ヶ月程度です。設立の際に提出する書類のうち、公証人による公証や、中華民国の在外公館による認証手続きが要求されているものは現地法人設立に比べ多くなっています。



- (1) 外国会社の社名および営業項目の審査ルールは、現地法人と同じですが、支店の場合、社名の前に「日商xxx股份有限公司(株式会社)」のように国名判別のための文字を入れなくてはなりません。この段階では外国会社の社名に対して審査を行いますので、支店名をつける必要はありません。
- (2) 支店は、外国企業の台湾における拠点ですが、設立手続の際、本社の認許および支店の設立登記を同時に行い、本社の訴訟および非訴訟代理人と支店の支店長を指名する必要があります。
- (3) 台湾の銀行に『日商xxx股份有限公司xxx分公司準備処』名義の口座を開設します。
- (4) 台湾の支店には、運営資金という概念があり、現地法人における資本金とほぼ同様の位置づけとなっています。運営資金が払い込まれたことを示す銀行書類を追加で提出してから、(2)が正式に認可されることとなります。その際に統一番号(会社ID番号、統一発票にも用いられる)が決定されます。
- (5) 管轄税務当局へ支店の営業登記申請を行い、税籍番号が決定されます。税籍番号を取得した後は、統一発票を購入し、正式に営業開始ができるようになります。
- (6) 輸出入を行う必要がある場合は、支店の英語社名の予備審査を行い、貿易商登録を行う必要があります。
- (7) 一般には会計期間は1月1日から12月31日とされていますが、12月以外を期末とする場合は申請が必要です。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。